

本学における新型コロナウイルス感染予防の方針（改正：2020年6月1日）

I 大学全体の管理レベル

警戒レベル	状態	活動レベル	概要
A 要注意	・感染の危険性が大幅に減少した状態 ・感染症拡大がほぼ収束した状況	1：一部制限	感染防止に配慮しつつ、 ■非対面授業を取入れながら従来通りに授業を実施、学生団体・サークル等の課外活動は実施する。ただし、登校した場合でも大学滞在は最短時間とする。 ■従来通りに研究を実施する。流行地域への国内外出張は注意する。 ■インターネット環境がない学生が利用できる学内無線 LAN や PC が利用できる大学指定場所（アクセスポイント）を提供する。
B 警戒	・感染の危険性はあるものの、緊急事態宣言対象地域に指定されておらず、国や自治体からの休校要請がない場合 ・単発の感染者の発生などによる建物や部局レベルの一時閉鎖などの場合	2：制限－小	■非対面授業を積極的に実施する。ただし、感染防止に十分配慮しつつ対面型授業も実施することができる。 ■大規模・密集となる対面授業は避ける。 ■学生団体・サークル等の課外活動は、一部の課外活動を許可する。ただし、キャンパス内外における屋内での集会の禁止、活動状態に応じて、遠征・合宿等は禁止する。 ■必要な感染防止を実施した環境の下で研究を実施する。流行地域への国内外出張は自粛する。 ■学部4年生や大学院生は、できる限り自宅にて研究を実施する。ただし、感染防御に十分配慮しつつ学内施設を利用することが出来る。 ■アクセスポイントを提供する。
	・感染の危険性はあるものの、緊急事態宣言対象地域に指定されておらず、国や自治体からの休校要請がない場合 ・県内の新規感染者増加数が一日数名～10名程度で推移している場合	3：制限－中	■学部学生・大学院生の登校を禁止する。ただし、大学が認める特例的な場合を除く。 ■非対面授業のみ実施する。ただし、大学が認める特例的な授業を除く。 ■学生団体・サークル等の課外活動（遠征、合宿等を含む）を禁止する。ただし、所管する部署の許可を受け、活動状態に応じて、一部の課外活動を許可する。 ■必要な感染防止を実施した環境の下で研究を実施する。国内外出張は禁止する。 ■学部4年生や大学院生は、自宅にて研究を実施する。 ■アクセスポイントを閉鎖する。
C 高度警戒	・国の緊急事態宣言などにより、国や自治体による一斉休校要請のある場合 ・県内において感染の拡大の恐れがあると判断される場合	4：制限－大	■全ての学生の登校を禁止する。 ■非対面授業のみ実施する。 ■学生団体・サークル等の課外活動（遠征、合宿等を含む）を禁止する。 ■必要な感染防止を実施した環境の下、最小限での研究を実施する。 ■学部4年生や大学院生は、自宅にて研究を実施する。
D 緊急事態	・国の緊急事態宣言などにより、国や自治体による一斉休校要請のある場合 ・キャンパス内の複数部局で感染者の発生もしくはクラスター感染の発生がある場合 ・学生や教職員に複数の感染者が出現し感染拡大の可能性が高い場合、県内で感染源が特定できない感染者が多発した場合 ・県知事による外出自粛要請、大学の施設使用停止要請	5：停止	

Ⅱ 活動区分ごとの管理レベル

活動レベル	1：一部制限	2：制限一小	3：制限一中	4：制限一大	5：停止
①大学入構制限	■授業受講生及び図書館利用者を除く学部学生は登校を自粛する。ただし、登校した場合でも大学滞在は最短時間とする。	■学部学生の登校をある程度制限した上で許可する。 ■実験・実習、卒業論文・卒業研究のための図書館利用、アクセスポイントの利用等は可とする。 ■本学が定めた期間において学内で試験を実施する場合は許可とする。 ■大学院生も可能な限り登校を控える。 ■出勤管理が可能なSA・TA等は許可とする。	■学部学生・大学院生の登校を禁止する。ただし、現在進行中の実験・研究作業に従事する大学院生等、所管する部署の許可を受けた者は可とする。	■全ての学部学生・大学院生、研究員等を含め登校を禁止する。	
②教育（講義・演習、実験・実習）	感染防止措置の上、 ■講義・演習を実施する。（99名定員以上の教室を必要とする授業、グループディスカッションを必要とする授業を除く） ■実験・実習を実施する。 ■ICTを使った遠隔授業の積極的利用する。 ■アクセスポイントを提供する。	感染防止措置をとった上、 ■非対面授業を主体に講義・演習を実施する。（授業教室等の定員1/2以上を避ける措置、99名定員以上の教室を必要とする授業、グループディスカッションを必要とする授業を除く） ■実施ガイドライン遵守の上、実験・実習を実施する。 ■感染防止措置を施したアクセスポイントを提供する。	感染防止措置の上、 ■講義・演習の非対面授業のみ行う（対面授業の停止）。ただし、大学が認める特例的な場合を除く。 ■アクセスポイント閉鎖する。 ■受講できない学生には教育上の配慮をする。	■非対面授業のみ実施する。	
③教員の研究活動	■感染防止措置の上、研究活動を継続する。 ■大人数（目安は20人以上）のセミナー等は自粛（使用教室等の定員1/2以上を避ける措置）	■感染防止措置の上、研究活動を継続する。	■最小限の研究活動を継続する。	■最小限の研究活動を継続する。 ■在宅での研究活動を推奨する。	
④学内会議	■感染防止措置の上、対面会議を行う。	■感染防止措置の上、対面会議を行う。 ■可能な限りオンラインへ移行する。	■可能な限りオンラインへ移行する。 ■守秘義務等の観点からオンラインによる実施が適当でない場合は、学長が特に認めた場合に限り対面会議を可とする。	■オンライン会議のみとする。 ■守秘義務等の観点からオンラインによる実施が適当でない場合は、学長が特に認めた場合に限り対面会議を可とする。	
⑤学生の課外活動	■感染防止措置に最大限の配慮の上、課外活動を許可する。	感染防止措置に留意しながら、 ■活動状態に応じて、一部の課外活動を許可する。 ■キャンパス内外における屋内での集会を禁止する。 ■遠征、合宿等は禁止する。	■活動を禁止する。ただし、感染防止措置に留意しながら、所管する部署の許可を受け、活動状態に応じて、一部の課外活動を許可する。	■全ての活動を禁止する。	
⑥学生・教職員に対する不要不急な外出や旅行（国内出張、国外出張含む。）	■流行地域へのお出張・旅行に注意を促す。	■流行地域への不要不急のお出張・旅行は自粛を要請する。	■緊急事態宣言対象地域への不要不急のお出張・旅行の禁止、その他地域への不要不急のお出張・旅行は自粛を要請する。	全ての移動を禁止する。	